

「製造」における「変形」行為として規制対象であったもののうち、今後は規制対象から外すべきと考えられる行為 資料1-5

火工品の点火部・出力部以外の場所に火薬類以外のものを取り付ける

変形行為の詳細	変形行為で取り扱う火工品の性状	当該行為が保安上支障がない理由	判定
<p>がん具煙火に装飾用シール等を貼り付ける。</p>	<p>①対象火工品 火薬類取締法施行規則第1条の5第1項第1号に規定するがん具煙火</p> <p>②火薬量・爆薬量 火薬：最大15g／個 爆薬：最大2g／個</p> <p>③その他 火薬類取締法第51条で、販売、譲受・譲渡、消費、廃棄の許可、18歳未満の者の取扱禁止等の適用除外</p>	<p>以下の通り、イからホの全ての要件を満たすことから、製造行為とみなさなくても保安上の支障がないと考えられる。</p> <p><u>イ. 当該「変形」行為が行われる場所の火薬類の停滞量(密度)が少ないこと</u> →がん具煙火の庫外貯蔵が可能な範囲内(火薬・爆薬量の合計25kg)であれば、保安上の支障はないと考えられる。</p> <p><u>ロ. 火工品を構成する火薬・爆薬が少量であること(不時作動時の周囲への影響が少ないこと)</u> →がん具煙火の火薬・爆薬量は、一つあたりの火薬は最大15g、爆薬は最大3gと少量である。</p> <p><u>ハ. 「変形」行為により、危険性(発火・爆発の影響、発火・爆発の可能性)が増加しないこと</u> →がん具煙火の外観の装飾であり、がん具煙火自体に変化は生じないため危険性の増加はない。</p> <p><u>ニ. 当該火工品が、機器等に取付け又は取り外しできるように設計されたもので、当該設計どおりに取付け又は取り外しをする「変形」行為であること</u> →がん具煙火の製造業者、販売業者が当該行為を行うがん具煙火は、装飾を行う前提で製造されている。</p> <p><u>ホ. 火工品の性状として、当該火工品の「変形」行為中に想定される、落下、静電気の放電等の刺激によっても、作動しない又は対策が講じられている等「変形」行為中に不時作動の可能性が低いこと</u> →がん具煙火に、装飾用シール等を貼り付ける行為を行う際に想定される、落下等においても、発火する可能性は低い。</p>	<p>変形行為 ↓ 変形行為ではない。</p>

火工品を火薬類以外のものへの取付け(包装の一形態とも考えられる)

変形行為の詳細	変形行為で取り扱う火工品の性状	当該行為が保安上支障がない理由	判定
<p>民間航空機において、信号火せん※を装着した救命いかだを搭載する。</p> <p>◎行為の手順 ・信号火せんを束ねる ・信号火せんへの識別シール貼付 ・救命いかだのポケット内へ装着 ・信号火せんを取り付けた救命いかだをベルトにて航空機へ固定</p> <p>・以降、定期的な上記手順で信号火せんを交換する</p> <p>※信号火せん：打揚げ型の発炎筒</p>	<p>①対象火工品 火薬類取締法第2条第1項第3号ホに該当する信号火せん</p> <p>②火薬量 火薬：11g～140g／個</p> <p>③その他 ・火薬類取締法第51条で、譲受・譲渡、消費許可等については適用除外 ・引環を引き、摩擦線が火薬と擦らせた際の摩擦熱で発火させる構造となっており、1.5mの高さから落下させた際の衝撃では反応しない。 ・有効期限が3年程度のため、定期的な交換が必要</p>	<p>以下の通り、イからホの全ての要件を満たすことから、製造行為とみなさなくても保安上の支障がないと考えられる。</p> <p><u>イ. 当該「変形」行為が行われる場所の火薬類の停滞量(密度)が少ないこと</u> →信号火せんの庫外貯蔵が可能な範囲内(5kg)までであれば、保安上の支障はないと考えられる。 ・救命いかだに装着する信号火せんは2個程度。 ・航空機に搭載する救命いかだの数は、航空機の乗員数等により規定されている。</p> <p><u>ロ. 火工品を構成する火薬・爆薬が少量であること(不時作動時の周囲への影響が少ないこと)</u> →信号火せんを構成する火薬量は11～140gと少量である。</p> <p><u>ハ. 「変形」行為により、危険性(発火・爆発の影響、発火・爆発の可能性)が増加しないこと</u> →信号火せんを救命いかだに搭載する行為であり、信号火せん自体の性状が変化するものではないため危険性の増加はない。</p> <p><u>ニ. 当該火工品が、機器等に取付け又は取り外しできるように設計されたもので、当該設計どおりに取付け又は取り外しをする「変形」行為であること</u> →救命いかだへの装着が目的で製造されており、火工品を装着している。</p> <p><u>ホ. 火工品の性状として、当該火工品の「変形」行為中に想定される、落下、静電気の放電等の刺激によっても、作動しない又は対策が講じられている等「変形」行為中に不時作動の可能性が低いこと</u> →1.5mの高さから落下させても発火せず、通常の取扱で想定される落下等の衝撃では発火しないと考えられる。</p>	<p>変形行為 ↓ 変形行為ではない</p>

火工品の点火部・出力部に火薬類以外のものを取り付ける

変形行為の詳細	変形行為で取り扱う火工品の性状	当該行為が保安上支障がない理由	判定
<p>航空機用消火器への火薬カートリッジの取り付け、取り外し。 火薬カートリッジがついた航空機用消火器の航空機への取付け、取り外し。</p> <p>◎行為の手順 ①航空機用消火器に火薬カートリッジを取付け、当該消火器を航空機に取り付ける。 ・航空機用消火器に火薬カートリッジを取り付ける。 ・火薬カートリッジを取付けた消火器を航空機に取り付ける。 ・消火器に取り付けられた火薬カートリッジに点火用の配線を接続する。</p> <p>②航空機から航空機用消火器を取り外し、当該消火器から火薬カートリッジを取り外す。 ・航空機内で、消火器に取り付けられた火薬カートリッジの点火用の配線を外す。 ・航空機から、火薬カートリッジが取り付けられている消火器を取り外す。 ・消火器から火薬カートリッジを取り外す。</p>	<p>①対象火工品 火薬類取締法第2条第1項第3号へ「その他火工品」に該当。 ②火薬量(火薬及び爆薬量の合計) 0.185g~1.1g/個 ③その他 ・火薬・爆薬は露出しておらず、火薬・爆薬は取り出せない構造となっている。 ・火薬・爆薬の爆風により、消火器の圧力封板を開放し、消火器内の消火剤を放出させる目的で用いられる。 ・有効期限があるため、定期的に交換が必要。</p>	<p>以下の通り、イからホの全ての要件を満たすことから、製造行為とみなさなくても保安上の支障がないと考えられる。</p> <p><u>イ. 当該「変形」行為が行われる場所の火薬類の停滞量(密度)が少ないこと</u> →航空機用消火器は、エンジン1基に対して1~2個搭載される。 火薬カートリッジは、航空機用消火器に1~2個搭載される。 航空機のエンジンの基数で取り扱う火薬カートリッジの数が定まる。</p> <p><u>ロ. 火工品を構成する火薬・爆薬が少量であること(不時作動時の周囲への影響が少ないこと)</u> →火薬・爆薬の合計量は最大で1.1グラム/個と少量であり、不時作動時の周囲への影響は小さいと考えられる。</p> <p><u>ハ. 「変形」行為により、危険性(発火・爆発の影響、発火・爆発の可能性)が増加しないこと</u> →火薬カートリッジを航空機用消火器に取付け、取り外す行為及び航空機に当該カートリッジを取付け、取り外す行為は、火薬カートリッジ自体の性状が変化するものではないことから、危険性の増加はない。</p> <p><u>ニ. 当該火工品が、機器等に取付け又は取り外しできるように設計されたもので、当該設計どおりに取付け又は取り外しをする「変形」行為であること</u> →航空機の整備場所では、航空機メーカーや航空機部品メーカーの作業手順書に従い、消火器への火薬カートリッジの取付け、取り外し、航空機に火薬カートリッジが取り付けられた消火器の取付け、取り外しが行われている。</p> <p><u>ホ. 火工品の性状として、当該火工品の「変形」行為中に想定される、落下、静電気の放電等の刺激によっても、作動しない又は対策が講じられている等「変形」行為中に不時作動の可能性が低いこと</u> →消火器用の火薬カートリッジは、静電気、衝撃、落下に対する安全対策がなされており、取付け、取り外し中に不時作動するおそれは低いと考えられる。</p>	<p>変形行為 ↓ 変形行為ではない</p>